



清掃センターへごみを直接搬入する方法が変わります

住民の方や事業所のごみは、清掃センターでの処理方法により、分別についてご協力をいただいているところです。今回は、清掃センターへ直接搬入する場合の方法が、変更になりますのでお知らせいたします。

▶ 各清掃センターにおけるごみの受入方法の変更について

問中央清掃センター ☎0285(24)3194
リサイクルセンター ☎0285(39)8844
南部清掃センター ☎0280(33)3310

各清掃センターではごみ減量化対策の一環として、搬入物確認を重点的に実施しておりますが、紙袋や米袋に入れられたごみを持ち込まれるケースが多くなっています。この場合に内容物確認を実施すると、搬入された清掃センターでは、処理できない不適物が混入している確率が非常に多い状況です。

令和3年7月1日から直搬ごみもごみ集積所に出す場合と同様に「透明・半透明のビニール袋」以外は原則として受け入れないことといたしました(生ごみ指定袋や雑誌・新聞紙・雑紙は除く)。

もし、米袋等に入ったごみが持ち込まれた場合は、原則持ち帰りを指導することになります。

▶ 中央清掃センターでのごみピットへの直入規制について

問中央清掃センター ☎0285(24)3194

焼却施設のごみピットに直接投入していることについて、施設管理者の小山広域保健衛生組合から次のように通知がありました。

一部の事業所において、機密文書の焼却対応をしておりましたが、シュレッダーによる資源化を呼びかけして、徐々に浸透しつつあります。

しかし、搬出者から「機密ごみのため、ごみピットに直接投入したい」という依頼があり、多くの雑紙が焼却されているという状態になっています。

160 t 焼却施設のごみピットは、住民の方が安全に直接投入できるような構造になっていないことから、ピットへの転落事故等の危険性が高いことと、「機密ごみ処理施設」ではありませんので、万が一流出事故等が発生した場合の責任問題に発展する可能性があります。

このことから、「ごみ減量化(再資源化促進)」及び「ごみピット転落防止」のため、ごみピットへの雑紙等の直接投入を令和4年4月1日から規制することといたします。

なお、次については例外として、従来通りのピット直接投入を認めるものとします。

- ①パッカー車等ごみ運搬専用車両による搬入の場合
- ②臭気の強いもの、飛散物等開放ヤードで受け取ることが不適切な場合
- ③その他、組合が管理上、直接投入を要すると判断した場合

※機密文書をシュレッダー処理したものは、資源物の古紙扱いになります。シュレッダーしたものだけを透明・半透明のビニール袋にまとめて、南部清掃センターへ搬入ください。

▼ 現在のごみピットの状況です ▼

